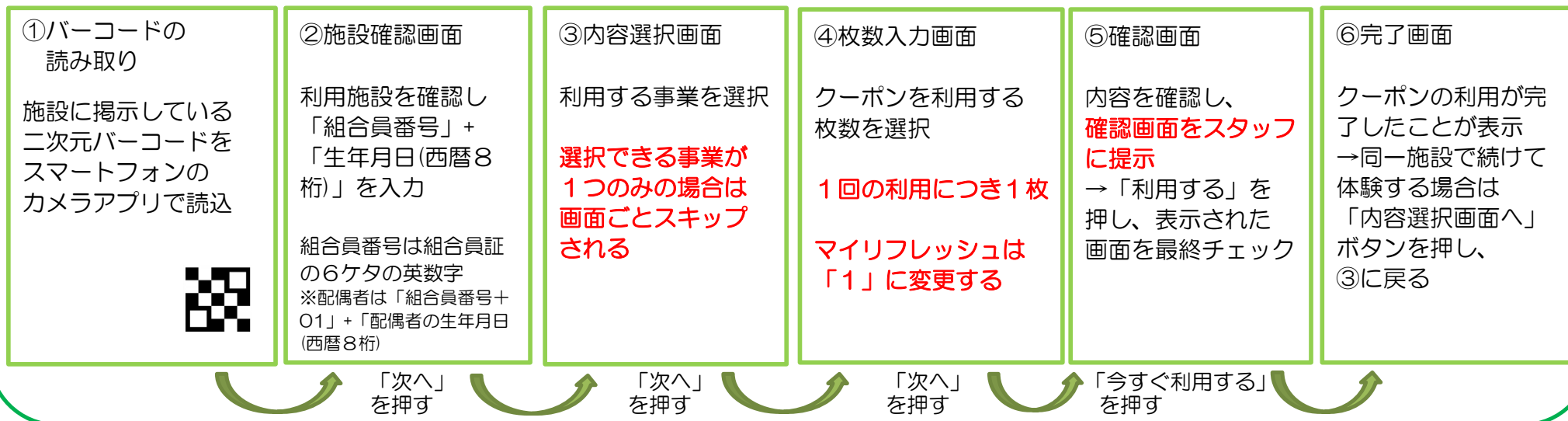




福利厚生事業の電子クーポンの利用方法

SAKURA通信4月号でお知らせしたように令和5年度より人間ドックやマイリフレッシュ事業で電子クーポンを利用するようになりました。電子クーポンの利用方法をご紹介します。詳しくは福利課が作成した「二次元バーコード読み取り型電子クーポンご利用の手引き」をご確認ください。



リフレッシュ休暇

◎対象

勤続10年	2日	(平成25年5月1日～平成26年4月30日採用)
勤続20年	3日	(平成15年5月1日～平成16年4月30日採用)
勤続30年	5日	(平成5年5月1日～平成6年4月30日採用)
勤続40年	5日	(昭和58年5月1日～昭和59年4月30日採用)

※休職・育休・臨採期間も勤続年数に含まれます。

職専免扱いで休暇を取得できます。

勤続30年・40年の場合は、連続して5日間の承認を受けることが困難な場合、連続する2日と3日に分けることができます。

また、特別な事情(新型コロナウイルスの影響は含まない)がある場合、1年に限り取得を延長することができます。

勤続20年、30年及び40年の場合における報告書の提出は不要です。



さいたまっ

組合員証等の検認・扶養手当支給要件の確認

コバトン



年に1回、組合員証等の検認(被扶養者の認定状況等の確認)と扶養手当支給要件の確認を行っています。

6月に入りましたら、事務職員より収入を確認する書類等の提出を依頼しますので、御協力をお願いします。

なお、被扶養者の状況に変化(就職・収入増等)があった場合には、その都度、事務職員に御相談ください。手続きが遅れると医療費・給付金・手当等の返納が生じる場合があります。